

平成 8 年 1 月 1 2 日

各契約主管課長 様

財政局財務部

調達課長 富高 克彦

「政府調達に関する協定」の発効に伴う物品等供給契約の事務処理手続について
(通知)

平成 8 年 1 月 1 日に発効した「政府調達に関する協定（以下「協定」という。）」の実施については、平成 7 年 1 2 月 2 8 日付北九財財調第 1 2 5 号財政局長・契約室長名により通知しているところです。

ついては、協定の実施に伴う事務処理手続等について、下記のとおり定めたので、これにより該当する物品等の供給契約を取り扱うよう通知します。

記

1 協定の適用対象となる物品等供給契約について

(1) 基準額以上の物品の調達契約は、全てが対象となる。

(2) 基準額以上の特定役務契約については、協定の附属書 I 付表 4 に掲げるサービスに係る役務のみが対象となっているので、基準額以上の委託契約等を行う場合は、4 0 日前公告を前提として事前に技術監理局契約部契約制度課と協議すること。

なお、その際、他都市の同種の契約について協定適用対象で行っているかどうか照会しておくこと。

2 契約方法について

本市物品等供給契約においては、従来から指名競争入札を行っているところであるが、協定の適用対象となる契約については、内外無差別の原則、客観性の向上を図るため、地方公共団体の契約の基本である一般競争入札を原則として実施することとする。

また、随意契約については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）」第 1 0 条に規定する場合のみ適用となるので、従来から随意契約を行っているものについては、同条の規定に適合するかどうか再点検を行い、協定及び特例政令に違反しないこと。

3 市公報での公告について

協定の適用対象契約については、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る規則により、市公報にて公告を行わなければならないため、次のとおり取り扱うこと。

(1) 公告を要する場合

ア 競争入札を行うときは、入札書受領日期限の40日以上前に公告すること。併せて、その内容を英語で記載する。

イ 競争入札の落札者及び随意契約の相手方を決定したときは、72日以内に落札の公告をすること。

(2) 合議

技術監理局契約部契約制度課（以下「契約制度課」という。）に合議すること。その際、競争入札参加者資格者の資格及び決定については、技術監理局契約部長専決となっているので併せて契約制度課に合議すること。また、落札の公告についても、状況を把握する必要があるので契約制度課に合議すること。

(3) 削除

(4) 公告の様式例

国及び技術監理局契約部契約制度課の例に準じて行うこと。

(5) 契約主管課での掲示について

入札公告については、周知徹底を図るため、契約主管課内で業者の目に触れやすい場所に、公告日より入札完了までの間掲示すること。

(6) 英語記載について

国（官報：号外政府調達）及び他都市（公報等）の公告例を参考にして記載すること。

なお、英語記載にあたり、専門用語がある等の理由で英訳に困難を要する場合は、専門業者等に依頼したうえで合議すること。

4 削除

5 その他

政府調達に係る苦情処理手続並びに報告書等の様式などについては、別途通知する。